

論 説

戦国大名武田氏における暴力の規制について (2)

畠 山 亮

はじめに

第1章 「甲州法度之次第」における暴力規制とその周辺

第1節 「甲州法度之次第」の位置

- (1) 制定時期と特徴
- (2) 制定の背景

第2節 「甲州法度之次第」における喧嘩両成敗法

- (1) 第17条の条文構造
- (2) 実効性
- (3) 領主層の意識

第3節 「甲州法度之次第」における暴力規制の特徴

- (1) 「今川仮名目録」との対照1 「喧嘩」をめぐる
- (2) 「今川仮名目録」との対照2 「童部殺害」をめぐる
- (3) 評価

第4節 小括（以上、第45巻第4号）

第2章 武田氏領国における暴力規制の展開—信虎期

第1節 暴力規制の状況

- (1) 家督相続前後
- (2) 甲府移転前後
- (3) 甲斐統一から追放まで

第2節 論点の提示

- (1) 禁制（制礼）
- (2) 権力の在り方

第3節 小括（以上、本号）

第3章 武田氏領国における暴力規制の展開—晴信期

第4章 武田氏領国における暴力規制の展開—勝頼期

おわりに

第2章 武田氏領国における暴力規制の展開—信虎期

第1節 暴力規制の状況

(1) 家督相続前後

一 本章では、信虎時代の暴力規制について考察する。史料は必ずしも多くないが、以後の基礎となる事項が少なくないこともあり、時系列に沿ってやや詳しく見て行くことにする。

二 前述した通り、武田信虎が武田家当主となったのは、病死した父信繩の跡を享けて家督を継いだ永正4（1507）年のことであるが、以後の状況を規定することになるので、それ以前の甲斐国内の状況から簡単に見ておこう¹⁾。

まず、武田氏一族内からして前代以来必ずしも一枚岩ではなく、抗争を繰り返して来ていた。信虎の祖父信昌がひとたび守護家としての優位を確立したが、彼が後継に推したのは次男信恵であり、これに嫡男信繩が対抗したことで、延徳4＝明応元（1492）年に「甲州乱国」とされる抗争状態に陥った。当初は、信昌・信恵が優勢なるも、後に信繩が挽回する展開となり、堀越公方などの国外勢力とも結び付きながら、明応7（1498）年の大地震の煽りで両陣営は和睦に至る。永正2（1505）年に信昌が死去、同4年には信繩も死去し、信繩嫡男の信直（のちの信虎）が家督を相続した。しかし、その後、叔父に当たる信恵が反抗し、翌永正5（1508）年には本格化するが、10月に敗死し、ここに武田宗家の統一が成った。以上が、武田氏一族内の争いである。

三 一方、武田氏は、甲斐国内の国人・領主層（国衆）とも争乱を繰り返して来ていた。彼らはまた、隣国の今川氏・伊勢氏（のち北条氏）・諏訪氏などとも関係を持っており、したがって彼らとの抗争は、武田氏の内証と同様のそれ以上に、取りも直さず国外の勢力との抗争に転化し得ることを意味していた。

永正5年、伊勢氏と繋がりがあり、信恵と結んでいた郡内地方の小山田弥太郎が再び攻め込んで来るが撃退、翌6年には逆に信直が郡内に侵攻し、7年には遂に小山田氏は降伏、弥太郎の嫡子・越中守信有は事実上、武田氏に従属する途を選んだ²。このことは武田氏にとって非常に大きな成果であり、しばらくは国内も安泰で、それを表すかの如く、永正11（1514）年には、本拠として川田館を建設している。

一方、伊勢氏に加え今川氏と繋がりのある河内地方の穴山氏では、永正10（1513）年5月、信直と良好な関係にあったと考えられる当主信懸がその子清五郎に殺害されるという事件が起きた後、跡を継いだ信綱（信風）は、引き続き今川氏に従属した³。永正12（1515）年、西郡の有力国泉大井氏が、今川氏と結んで反乱を起こすと、これを支援した今川氏が翌13年に河内の穴山領を経て侵攻し、信直を恵林寺に避難させるほどの優勢を誇ったが、翌14年正月、小山田越中守信有の手が今川方の吉田城へ猛攻を掛けると、今川氏は郡内衆と和睦し、領国遠江の情勢も悪化していたことから、3月2日に撤退・和睦に至った。この際、信直は大井氏とも和睦したようで、大井信達女（のちの晴信母・大井夫人）との婚姻が成立している。

四 以上のような状況下において、管見による初見の暴力規制が見られる。

〔史料12〕 武田信直禁制

禁制 (花押)

右於当山中、伐竹木致狼藉事、於背此旨輩者、堅可加成敗者也、仍制止如件、

永正十四年_丑三月九日⁴

[史料13] 武田信直禁制

禁制

右於広嚴院末寺、伐竹木致狼藉事、仍制止如件、

(花押)

永正十四年_レ三月九日⁵

2通がセットであることは言うまでもない。本文書の頭書に「禁制」とあるが、これは掟・禁令などを庶人に告知するため、駒形の板に書き掲示した高札のうち、主として簡単な禁止的命令を載せたものを意味し、特定の場所で、特定の行為の禁止を不特定多数に告げる文書である⁶。詳しくは後述するが、「制札」「高札」などと同種のものと考えられ⁷、武田氏において「甲州法度之次第」以外の暴力規制は、これらの形での暴力規制が一般的である。

本文書は禁制として、宛所の範囲内において掲出される諸行為を全面的に禁止する意味合いを持つので、当該寺内において竹木の伐採と狼藉を禁じる趣旨ということになる。狼藉は、例えば「無法な態度や行為をすること。また、そのようなふるまい」⁸とされ、非常に広い概念であるが、暴力行為が含まれることは首肯できよう。つまりこれは、寺内という限定された空間内において抽象的・包括的に暴力を規制することを意味する。なお、竹木の伐採は、社寺に対する禁制に一般的な内容の一つである⁹。

小山田氏の服属に成功し、また今川氏の侵攻を防いだ上で、長年の懸案であり今川氏に従属していた有力庶流大井氏と和睦に至ったという状況に規定されて出されたものであることは言うまでもない。また、「国中」と「郡内」との境目辺りに位置し、小山田太郎の法要が営まれる¹⁰など小山田氏と所縁の深い広嚴院を宛所とする禁制を武田信直が出していることは、小山田氏服属の象徴化とも見ることができるかもしれない。

なお、この時期、発行年が明確なものとしては、暴力規制以外の文書
(龍法 '15) 47・4. 40 (724)

も、寺領安堵の一通のみである¹¹⁾。

(2) 甲府移転前後

一 永正15(1518)年、今川氏と小山田氏が正式に和睦するに至り、信直は本拠を川田館から移転し、「甲府(新府中)」を建設することを計画する。しかし、有力国衆今井氏が、諏訪氏と結び反抗したため、翌16年4月の今井信是降伏を待って、同年8月から守護館の甲府移転すなわち、新本拠躰躰ヶ崎館の建設が始まり、信直自身は、12月に移住している。この際、国衆も城下町(甲府)へ移住・集住する方針が出されたことは、武田氏による甲斐統一の具現化とも言える象徴的な重要政策であった。これに反発したのか、永正17(1520)年5月、東郡の有力国衆栗原信友が、大井・今井両氏と共に反抗し、甲府を退去するが、6月に撃破し、彼らを降伏させると、永正18=大永元(1521)年4月19日、多くの大名が称する左京大夫に任官し、名を信虎と改めた。このことも、甲斐国内における武田氏の地位の確立と関係していると見て良いだろう。

他方、同年2月の今川氏による甲斐侵攻に同調していた穴山氏だが、8月に武田軍が河内を総攻撃し、今川軍の富士衆を撃破する頃に、武田氏に従属したようである。その後、9月以来、今川軍は勝ち進み北上、甲府近くまで侵攻し、一時は懐妊中の夫人を要害城に避難させた程であった(この最中の11月3日に晴信が誕生している)が、10月16日に飯田河原、11月23日に上条河原で迎撃し、勝利を収め、翌大永2(1522)年1月14日、今川軍を完全に追却するに至る。これを受けて、富士山と身延山参詣し、翌3年には、善光寺詣りも行い、また甲府の防衛機能強化も行っている。

二 この頃、以下の文書が見える。

[史料14] 武田信虎カ制札

当社法度之事

- 一、御供御まつり無沙汰のまへハ、田地をなかくめしはなたるへし、取つきのかた未熟候ハ、末代いろひをあひやめへく候、
- 一、御供御まつりの時、こうろんをいたし、らうせきの輩におひてハ、不論理非、兩人ともに有成敗、子々孫々共に、神前之徘徊をあひやめへく候、
- 一、社内ニ牛馬をはなしかう事あらハ、見あひ候はん方とり候て、かへす事あるへからす候、
- 一、森の木をきり、草をかり、木の皮をはく事、又ハ枯たるえたなり共とる者あらハ、田地屋敷までめしはなされ、長可有成敗候、
- 一、宮中大破之堂社、おち敷候はん板、あるいハ檜皮以下とる者あらハ、為悪党可有成敗者也、

大永三年

癸未八月十五日 (花押)¹²

この〔史料14〕は、署名も無く花押も不鮮明だが、一応、信虎が大永3(1523)年8月15日に出したものと推定しておく。先の禁制とは異なり、条文数が多く、具体的な文言で構成されており、頭書は「法度」とされている点で、他の文書と比べてやや異質である。

内容は、牛馬を放す(第3条)、木を切る(第4条)など、社寺に対する禁制に一般的なものから構成されているが、ここでは第2条に注目したい。「口論」が「狼藉」に繋がられて「理非を論ぜず」規制する、とされており、喧嘩両成敗法を彷彿とさせる内容になっている。これは、「口論」がやがて明確に処罰すべき事象に至る<結果>を念頭に置いて、厳格に規制の対象とされていることを意味する¹³。

本文書の宛所は古来武田氏と所縁の深い甲斐窪八幡社¹⁴であるが、有力国衆栗原・大井・今井氏の反乱鎮定や今川氏の追却といった軍事的成果に加え、穴山氏などの従属化という国内情勢の安定化を前提として、躑躅ヶ崎館への本拠移転とそれを中心とし国衆を集住させた城下町(甲府)の形

(龍法 '15) 47 - 4, 42 (726)

成、信直改め信虎の左京大夫への任官、そしてそれらを経ての富士山・身延山・善光寺参詣に象徴される、甲斐国内における武田氏の主導的地位の確立という状況下で出されていることに注目する必要がある。

三 その後、大永4（1522）年から7年にかけては、関東方面や信濃など国外を転戦する。その最中の大永5（1523）年に、以下の文書が見える。

[史料15] 武田信虎禁制



〔「信虎」朱印〕向岳庵

- 一、於于当庵不可有俗徒綺之事
- 一、於于山林截取草木、放牛馬之事
- 一、於于当庵敷地殺生禁断之事
- 一、門裏之諸沙汰、不可出門外之事
- 一、雖時檢断職、不可成綺之事
- 一、門前諸公事御免之事

右条々背此旨輩、堅可処罪科者也、仍執達如件、

大永五年乙酉

八月二日¹⁵

[史料16] 武田信虎禁制



〔「信虎」朱印〕

於于当庵山林、截取草木、放牛馬、不可有之、若背此旨輩、可処罪科者也、執達如件、

大永五年乙酉

八月二日

塩山向岳庵へ¹⁶

これらも2通セットである。ここでも、草木を切り取る、牛馬を放す、

そして殺生禁断といった条文から構成されているが、加えて〔史料15〕には「俗徒綺」とあり、またその他、「検断職」や「公事御免」などの条項が加わっており、内容は、やや具体的ではあるが、やはり社寺に対する禁制としては一般的なものと言え、〔史料15〕のような様式は、後掲するように晴信初期にも継承されるものである。この文書の特徴は、朱印が使用されているという形式にある。この頃に出された文書全体を見ると、大永5年から花押が変化し、印判を使用するようになっている。国内の安定を基底として甲斐国内をほぼ統一し、名実共に戦国大名権力として甲斐一国に対して影響力を及ぼす態勢に入ってきていることが、文書の形式からも示されているのである¹⁷。

(3) 甲斐統一から追放まで

一 この後、大永8=享禄元(1528)年には、諏訪氏に大敗を喫している。その翌年に、以下の文書が見える。

〔史料17〕 武田信虎禁制

黒駒之称願寺中不可有狼藉候、同門前諸役、就于佗言指置候、兎角申方候者、可処罪科者也、

享禄元年

五月廿四日 沙弥道因(花押)

称願寺_江¹⁸

この文書は、「沙弥道因」の署名と言い、花押が付されている文書形式と言い、この時期の文書としては異様なものである¹⁹。これが出された享禄2(1529)年には、路次封鎖を行うなど小山田氏との間に問題が生じている。その解決の過程から、後年の谷村への本拠移転が武田氏の保障下で行われたと考えられる程に小山田氏は武田氏に完全に従属するに至っているように、結果的には国内の安定化は進んではいるが、対立の原因とし

(龍法 '15) 47 - 4, 44 (728)

て、小山田氏が今川氏・北条氏と結ぼうとした事態に加え、棟別銭徴収に繋げる見方もあり得、前年の敗戦との関係や秋頃に甲斐国内に出されたと考えられる徳政令の評価²⁰と併せて、戦国大名化の進展を単純かつ直線的にのみ捉えることには注意が必要であろう。実際、享禄3（1530）年に小山田勢が北条軍に大敗した翌年の同4年1月には、飯富・栗原・今井らの重臣・有力国衆が離反している。

二 しかし信虎は、この反乱に対して2月に大勝し、4月には諏訪氏も介入して来るが、これにも大勝し、壊滅に成功している。そして、享禄5＝天文元（1532）年9月、諏訪勢と共に浦城に籠城する今井信元を攻撃すると、降伏し、甲府へ出仕させることに成功した。こうして国内最後の有力国衆今井氏が降伏するに及び、明応元年に「甲州乱国」となって以来、約40年ぶりに「一国御無為」と評されるに至った。

以下の文書は、この頃のものである。

〔史料18〕 武田信虎禁制

広済^(き)□

〔「信虎」騎型黒印〕



〔獅子朱印〕

- 一、けんたん入^(へからす)□□□□、
- 一、寺社奉行入へからす、
- 一、地頭代官いろひ^(あ)□るへ^(からす)□□□、
- 一、竹木きるへ^(からす)□□す、
- 一、住持のまへさしをき、僧^(徒より何事成其沙)□□□□□□□□汰致すへ^(からす)□□□、
- 一、棟別とるへからす、
- 一、^(山)□守宿^(へからす)□□□す、

此旨そむき候はん輩者、堅^(成敗)□□すへき者也、

天文二年

八月廿七日²¹

〔史料19〕 武田信虎禁制写

御黒印 御朱印
古文字虎

「此朱印信虎之朱印之由申伝候」

一、をしたてくし、
一、さだまらさるやく、
一、たいめの斗、
一、其外何事なり共、地下において地とうよりほかに上意のよし申付候
ハハ、その者をめしつれまいるへく候、なに事成共、此御印判をもつて
申付候はん事ハ、ほうこう申へき者也、

天文三年十二月廿四日²²

〔史料18〕は、竹木伐採禁止など社寺に対する禁制に一般的な内容に加え、〔史料15〕から展開したような具体的内容をも含むものとなっている²³。この頃から印判状を本格的に使用するようになっており、武田信虎が名実ともに甲斐国主としての立場を固めたことを、文書の形式において体现したものと評価できる。そのことは、〔史料19〕において「台目（泰目）のはかり」という基準に関する事項が取り入れられている内容面にも表れていると言えよう。

享禄5=天文元年には、前述の通り、小山田氏が武田氏と連携して本拠を谷村へ移転させたり²⁴、また穴山信友が判物を出したり²⁵と、この後に一門衆として武田家内で重きを成すことになる小山田・穴山の両家が新たな位置付けを明確化させたことが分かり、これらの文書は、かかる新しい体制下で出されたものであり、甲斐一国を支配する戦国大名権力としての立場を明確なものとしているものと評価することができる。

三 この後、信虎は、対外政策に重心を移すことになる。天文4（1535）

年には今川氏・北条氏と対立し、諏訪氏と和睦する。晴信が元服した翌5年には、今川氏で花蔵の乱と呼ばれる家督争いが起き、これに勝利した今川義元と翌年に同盟を結ぶ。これに伴い、北条氏は今川氏と対立し、同8年まで「河東一乱」と呼ばれる抗争状態に陥り、武田氏とも抗争を繰り返した。

それがやや落ち着いた天文9（1540）年頃から、今度は信濃に目を向け、まずは佐久郡に侵攻する。同年8月2日に、佐久郡海之口郷へ初めての夫伝馬役定書が出されている²⁶ことは、そこが新領地となったことの表れと言える。その後、諏訪氏と関係を強化しながら、天文10（1541）年には佐久・小県両郡を制圧する。しかし、同年6月14日、晴信クーデターにより駿河へと追放され、その政権は終りを迎えることになった。この間の暴力規制は、成文法としては見えない。

第2節 論点の提示

(1) 禁制（制札）

一 以上、信虎期の暴力規制について時系列に沿って見て来た。最初に述べた通り、正当な分析に耐え得るほどに十分な史料が残されている訳ではないが、この後の考察・分析に有益となるであろう論点について若干言及しておこう。

二 まず、既に明らかなように、当該期の暴力規制は、社寺への禁制（制札）という形で出されているのがすべてである。

小林清治氏²⁷によれば、元来、禁制は、平常時に社寺保護の観念から発せられ、また本所寺社領保護のために出されたが、南北朝内乱以降の戦乱の中で軍勢の濫妨狼藉から本所寺社及びその所領を保護しようとする戦時的禁制が増加した、とされ、「平時的禁制」と「戦時的禁制」とに分けて論じられる。信虎期の禁制は、そのすべてが少なくとも戦争を目前にした状況で出されたものではなく、寧ろ政権の安定を前提として出されている

が、仮に上記の分類に従うならば、どちらかと言えば後者として纏められるであろう。

他方で、一つ一つの条文を確認すると、竹木伐採や殺生禁断といった典型的な禁制条項を基礎に置きながら、必ずしもそうと言えないものも散見される。とりわけ、[史料14] や [史料18] などには、具体性を増した条文を見出すことができる。例えば、先に取り上げた [史料14] 第2条は、当該神社の「御供御まつりの時」と限定した上で口論・狼藉を禁じ、それを犯した場合は「理非を論ぜず兩人ともに成敗」となり、さらに子々孫々が神前の徘徊を禁じられるという構成となっているが、これは、神の権威を巧みに利用しながら現実的な暴力規制という効果を導き出していることを意味する。つまりそれは、戦争を目前に暴力行為等を規制する「戦時的禁制」としての効果を射程に入れつつ、論理としては伝統的な禁制のそれに拠っている、と見ることができるのである。先に見た小林氏の所論にも見られた通り、一般に禁制は、社寺保護の観念から発せられたもので、したがって宗教的イデオロギーと深く関係することは勿論であるが、例えば、寺院をめぐる殺生禁断による排除の論理が必ずしも穢観念の介在を想定せず、寺社を「聖なる空間」としてアジール機能を普遍的かつ肯定的に捉えるだけでは不十分、とする下村周太郎氏の所論²⁸を想起する時、暴力規制における<宗教>と<世俗>の交錯という視点へと繋げることも考えられる²⁹。要は、「平時的禁制」と「戦時的禁制」という区別は相対化され得るもので、とりわけ戦国期においては、両者の関係性にこそ焦点を合わせる必要がある、ということである。

三 次に、それぞれの禁制が出される前提の状況に注目すると、信虎期は、基本的に、戦乱に一区切りついた段階の安定した状況の下で、所縁のある社寺に対して発給する、という形が取られている。近年論究される禁制・制札は多くの場合、目前の戦争を前提にした所謂「戦時的禁制」を対象としており、そこでは例えばそれは「かばいの制札」などと呼ばれ、札

銭の支払いなどを伴う受給者の側の自主的な申請・努力により発給に至る過程などが明らかにされている³⁰⁾のに対し、ここでは、それとは異なる禁制発給の状況が推察できる。すなわち、発給までの過程の詳細は不明だが、戦争を視野に入れながら、少なくともそれを眼前には置かない安定的状況にあることを前提とした上で発給したと言え、そのことが、発給対象をかなり限定し、そして限定された空間について局地的なく平和状態を保障する、という形で暴力の規制が行われていることと関連していると考えられる。

それは別の見方をすれば、それ以外のところでは表立った規制がなされていないことを意味する。つまり端的に言えば、戦争を梃子にしながら、ごく限られた範囲・形式で、漸く進められた、というのが実情であった。一般に、支配を広げて行くに当たり、その象徴・表徴として暴力規制を提起することも想定されるが、政権末期に信濃に進出した際に現地では禁制が出されていないことに象徴されるように、当該期に関する限りではそれもなく、また基本法というレベルまで昇華されることもなかった。突然のクーデターによる政権の終了という現実もあって、その評価は難しいところもあるが、残されている史料から考察する限りでは、その暴力規制はきわめて限定的・消極的なものと評価される³¹⁾。

(2) 権力の在り方

一 このような規制状況は、甲斐における武田氏の権力の在り方と密接に関係しよう。

信虎の権力確立への活動は、まずは、武田氏一族の内訌をはじめとして、国衆達とも、様々なレベルでの抗争に打ち克つことから始まった。それは勿論、暴力を伴うものであり、力で捻じ伏せながら、各勢力の有する暴力を正当暴力として自身の元に集中させる過程であった、とも言える。武田氏が有し行使する暴力が正当であり、それ以外は不当である、そ

のような状況を現出させる過程にあった信虎期には、上記以上の暴力規制は困難であったのだろう。そしてこのことは、次代以降の暴力規制を考察する上でも重要な視点であり、一応の領国統一が成った後でも、穴山氏や小山田氏といった、それぞれ河内・郡内地方に多大な影響力を有する家が存在することからも、引き続き暴力の在り処・在り方そのものにも注意する必要があると言えよう。

二 直接的にはかようであるが、いま一つ、規制すべき暴力か否かを判断する権限もまた、重要な意味を持つ。これは、前章で取り上げた喧嘩両成敗法の適用例を見ても分かるが、結局、法が適用されるのか否か、それを判断する言わば裁判権についても、注意する必要がある。

かつて矢田俊文氏は、戦国期甲斐における武田氏と穴山氏・小山田氏との関係を取り上げ、三者とも同質の「戦国領主」であり、武田氏は「戦国期守護」であることに起因する優位性を持っていたに過ぎない、と論じ、戦国大名概念を批判する戦国期守護論を展開し、大きな注目を集めた³²。その後、多くの批判が行われているが³³、重要な指摘であったことは間違いない。その論拠の一つとして、小山田氏が有していた裁判権があった。その中身は晴信の時代のことであり本章の範囲からは外れるので詳論はしないが、小山田氏が有していたとされる、矢田氏の所謂「第一次裁判権」と武田氏の「第二次裁判権」との関係もまた、次代以降の暴力規制を考える上で重要なポイントになると考える。

第3節 小括

本章では、信虎期の暴力規制について見て来た。

その結果、当該期は、信虎による「乱国」甲斐の統一への進行と共に、それが戦争を視野に入れながらも眼前にはなく、一定の安定を保っている状況において、所縁のある社寺に対する禁制（制札）という形で、ごく限定された空間において暴力を規制する、という方策が採られていたことが

分かった。少なくとも当該期の間にあっては、それが基本法というレベルまで昇華されることもなく、きわめて限定的と評価せざるを得ないのは、統一までは勿論、それ以後も規定的な意味合いを持つ、国内の権力の在り方と関係しよう。このことに十分留意しながら、また、次代以降も、禁制（制札）を重要ツールの一つとして暴力規制が行われて行くことから、禁制（制札）に関する基礎知識や論点を確認した上で、晴信期へと移行することにする。

注

- 1 特出しているもの以外で全体としては、前掲『山梨県史 通史編2中世』、秋山『甲斐武田氏と国人—戦国大名成立過程の研究—』および柴辻俊六編『武田信虎のすべて』（新人物往来社、2007年）などを参照しながら、『山梨県史 資料編6上』所載の「甲陽日記」「塩山向嶽禅庵小年代記」「王代期」「勝山記」「日国記」の各史料に拠る。
- 2 小山田氏については、丸島和洋編『論集戦国大名と国衆5 甲斐小山田氏』（岩田書院、2011年）、同著『郡内小山田氏』（戎光祥出版、2013年）など参照。
- 3 穴山氏については、平山優著『穴山武田氏』（戎光祥出版、2011年）など参照。
- 4 広厳院文書（『戦国遺文 武田氏編 第1巻』43号、22頁）。なお、史料は適宜『山梨県史 資料編4』（山梨県編、1999年）『同左5（上・下）』（山梨県編、2004年）『同左6（上・下）』（山梨県編、2001・2002年）も参照。
- 5 同上44号。
- 6 『国史大辞典 第4巻』（吉川弘文館、1984年）608頁（勝俣鎮夫氏執筆）、『日本史大事典 第2巻』（平凡社、1993年）911～912頁（久留島典子氏執筆）。なお、禁制・制札についての代表的な研究として、以下のものを掲げておく。高木昭作「乱世—太平の代の裏に潜むもの—」（『歴史学研究』574号、1987年）、峰岸純夫「戦国時代の制札とその機能」「制札の授受とその機能」（同著『中世災害・戦乱の社会史』（吉川弘文館、2001年）所収）、同「戦国時代の制札」（『駒沢大学史学論集』23号、1993年）、小林清治「秀吉と禁制」（同著『秀吉権力の形成』（吉川弘文館、1994年）所収）、同「郷村禁制の展開」（同左書所収）、稲葉継陽「村の武力動員と陣夫俊—戦国期における平和負担—」（歴史学研究会編『戦争と平和の中近世史』（青木書店、2001年）所収）、片桐昭彦「織田信長の制札発給と札銭」（同著『戦国期発給文書の研究』（高志書院、2005年）所収）、小島道裕「中世の制札」（同著『戦国・織豊期の都市と地域』（青史出版、2005年）所収）など。

- 7 佐藤雄太「戦国時代武田氏の制札の研究」(『信濃』第65巻第4号、2013年)が文頭表記の差異に着目した分析を行っているように、一定の区別は可能であるが、その基準は必ずしも明確ではないので、ここではさしあたり同種のものとして扱うこととする。
- 8 『日本国語大辞典 第2版 第13巻』1140頁。
- 9 下村周太郎「中世の戦争をめぐる法慣習の心性―神社への避難・隠物と竹木伐採禁制を中心に―」(『三田中世史研究』20号、2013年)参照。
- 10 前掲丸島『郡内小山田氏』82頁。
- 11 武田信直判物、一蓮寺旧蔵文書(『戦国遺文 武田氏編 第一巻』45号、22頁)。なお、発行年が不明確なものとしては、武田信直判物、慈照寺文書(同上39号、21頁)、武田信直書状、幸福太夫文書(同上41号)がある。
- 12 大井保彦八幡神社文書(『戦国遺文 武田氏編 第一巻』55号、27頁)。
- 13 拙稿②参照。
- 14 『山梨県史 資料編4』78頁。
- 15 向岳寺文書(『戦国遺文 武田氏編 第1巻』60号、30頁)。
- 16 同上61号。
- 17 柴辻俊六「武田信虎の領国支配」(同著『戦国大名領の研究―甲斐武田氏領の展開―』(名著出版、1981年)所収)、同「武田信虎の領国経営」(前掲同編『武田信虎のすべて』所収)参照。印判状の持つ意義については、前掲片桐『戦国期発給文書の研究』、山室恭子『中世のなかに生まれた近世』(吉川弘文館、1991年)など参照。
- 18 称願寺文書(同上67号、34頁)。
- 19 『山梨県史 資料編4』691頁は、書体が近世のものと似ている点を捉えて、本文書は慎重な検討が必要、としている。
- 20 『山梨県史 通史編2中世』273頁以下(黒田基樹氏執筆)は、その前提として領民の危機的状況を掲げると共に、それを放置して一揆や戦乱が勃発する事態を未然に防ぐための緊急対策であり、それは甲斐統一を果たしているからこそ可能であった、と評価する。
- 21 広済寺文書(『戦国遺文 武田氏編 第1巻』71号、36頁)。
- 22 「諸州古文書」三上(同上78号、39頁)。
- 23 年未詳であり、不審な点もあるが、以下の武田信虎禁制、広済寺文書(同上104号、49頁)は、本文書を踏襲したものと言える。参考までに掲げる。

なら原の広済寺、

一、侍者^(3人)奉行入へからす、

一、地頭代官いろひの事、

前々のことくたるへし、

一、山林之事きふくせいはあるへき事、

一、住持のまへをさしをき、拙て寺そうより何事成共申へからす、

一、足輕入へからす、

此旨そむき候はん輩者、かたく成敗なさるへき者也、

信^(上)□ (花押)

八月^(上)□□^(下)

- 24 この時の当主が小山田越中守か同出羽守かは、越中守の死去を享禄5年3月とするか天文10年とするかという点から、解釈が分かれている（前掲丸島『郡内小山田氏』102頁以下）。
- 25 穴山信友判物写、千須和文書（『戦国遺文 武田氏編 第一巻』70号、35頁）。
- 26 武田信虎朱印状、津金家文書（同上91号、45頁）。
- 27 前掲小林「郷村禁制の展開」201頁以下。
- 28 前掲下村「中世の戦争をめぐる法慣習の心性—神社への避難・隠物と竹木伐採禁制を中心に—」66頁以下。なお、その射程には、綱野善彦氏による所謂「無縁論」（同著『無縁・公界・楽』（平凡社、1978年）など参照）が入っている。
- 29 同様の視点から棟別銭を見ることも想起される（黒嶋敏「棟別銭ノート—中世的賦課の変質過程—」（同著『中世の権力と列島』（高志書院、2012年）所収）参照）。
- 30 前掲峰岸「戦国時代の制札とその機能」、同「制札の授受とその機能」、片桐「織田信長の制札発給と礼銭」など。
- 31 例えば柴辻俊六氏は、「甲州法度之次第」の内容を信虎期体制の継承と評価している（前掲「武田信虎の領国経営」101頁）が、その検討については、次章に譲ることとする。
- 32 矢田俊文「戦国期の権力構造」（同著『日本中世戦国期権力構造の研究』（塙書房、1998年）所収）。
- 33 枚挙に暇がないが、代表的なものとして、前掲丸島「室町～戦国期の武田氏権力—守護職の評価めぐって—」参照。